

みやぎ沿岸部団体旅行バス助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は東日本大震災及び震災に伴う津波により甚大な被害を被った本県沿岸部への誘客回復を図るため、本県沿岸部で宿泊を伴う県外からの団体旅行を実施する学校、団体等に対し、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成金の交付対象)

第2条 本助成金の交付対象者(以下「助成金交付対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 宮城県外の学校及び団体
- (2) 募集型旅行を実施する旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の登録を受けた者(以下「旅行会社」という。)

(助成内容及び助成金額)

第3条 県は、助成金交付対象者が、以下に定める条件を全て満たす団体旅行を実施する場合に、その移動に係るバス料金の経費の一部に対して予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 助成金交付の対象となる団体旅行の実施期間は、平成31年4月10日(水)から平成32年3月31日(火)までの間に実施し終了するものであること。ただし、助成金交付対象者ごとの交付申請の受付開始時期については以下のとおりとする。

- イ 学校・団体…平成31年4月10日(水)から
- ロ 旅行会社…平成31年10月1日(火)から

- (2) 宿泊を伴う20人以上(添乗員含まず)の団体旅行で、下記要件のいずれかを満たす旅行に限る。

- イ 別表に定める宮城県内沿岸地域の宿泊施設で宿泊し、かつ県内の有料観光施設(学習、体験、食事及び買い物等を伴うものに限る)を2か所以上訪問する行程であること。
- ロ 宮城県内の宿泊施設で宿泊し、かつ別表で定める宮城県内沿岸地域の有料観光施設(学習、体験、食事及び買い物等を伴うものに限る)を2か所以上訪問する行程であること。

ただし、次に該当する旅行は助成対象外とする。

- ・国、自治体、公共的団体が実施する会議、研修旅行
- ・宗教活動や政治活動を伴う旅行
- ・他のバス料金助成制度の承認を受けた旅行
- ・その他、知事が助成交付対象としてふさわしくないと判断した旅行

- 2 本助成金の交付額は、以下のとおりとする。

- イ 学校・団体…バス1台当たり60,000円とし、交付上限額は600,000円(バス10台分)とする。ただし、バス1台当たりの借上料が60,000円に満たない場合は実費支給と

する。

- ロ 旅行会社…バス1台当たり50,000円とし、交付上限額は1支店150,000円（バス3台分）とする。ただし、バス1台当たりの借上料が50,000円に満たない場合は実費支給とする。

（助成対象バス）

第4条 助成の対象となるバスは、一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業所のバスとする。

（交付申請）

第5条 助成金交付対象者のうち本助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を添えて、原則として旅行出発日から起算して10日前までに申請窓口である宮城県観光連盟を通じて宮城県経済商工観光部観光課宛てに提出するものとする。

- （1）旅行行程表及び企画書（旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金及びその他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面、募集型旅行においてはパンフレットのコピー等）
- （2）バス経費の見積書の写し（バス会社又は旅行会社が発行したもの）
- （3）学校又は旅行団体の概要
- （4）その他知事が必要と定める書類

（交付決定）

第6条 県は、助成金の交付申請があった場合には、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定する。

（変更申請）

第7条 申請者は、旅行内容を変更、中止又は取り下げる場合は、速やかに変更（中止・取下げ）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（実施報告）

第8条 申請者は、事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて知事宛てに提出しなければならない。

- （1）実際に催行された旅行行程表
- （2）貸切バス利用証明書（様式第5号）
- （3）宿泊証明書（様式第6号）
- （4）その他知事が必要と定める書類

（請求書の提出及び助成金の交付）

第9条 知事は、前条の実績報告が適当と認めるときは、助成金の額を確定して申請者に通知し、申請者は速やかに助成金交付請求書（様式第4号）を知事宛てに提出しなければならない。

2 県は、前項の請求書の收受後、速やかに助成金を交付する。

(2) 助成金の交付は、請求書記載の口座（日本国内の口座に限る）への振込により行うが、その際の振込手数料は申請者の負担(県の取引金融機関所定の振込手数料を差し引いた金額を送金)とする。

(助成金の経理等)

第 10 条 申請者は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を交付申請日から 5 年間保存しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第 11 条 知事は、助成金の交付決定後に、申請及び報告内容に虚偽が認められ不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。既に助成金が支払われている場合は、申請者は取消しに係る助成金を速やかに返還しなければならないものとする。

(事業の終了)

第 12 条 助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行し、平成 30 年度予算に係る助成金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 10 日から施行し、平成 31 年度予算に係る助成金に適用する。

別表

宮城県
内沿岸
地域

宮城県沿岸部（仙台市のうち宮城野区及び若林区，石巻市，塩竈市，気仙沼市，名取市，多賀城市，岩沼市，東松島市，亶理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，女川町，南三陸町）

※ 原則として，仙台市宮城野区及び若林区のうち，国道4号又は宮城県道8号仙台松島線から西の区域を除く。

